

第7回

出展者募集のご案内

フランチャイズ・ショー 大阪 2027

2027年7月22日[木]—23日[金] 10:00~16:30

会場：インテックス大阪

主催：日本経済新聞社、テレビ大阪、日経イベント・プロ

1小間(9m²)=418,000円(税込み) 展示規模：120社・団体、200小間(見込み)

出展小間位置は2027年5月13日(木)開催の抽選会(小間数毎)で決定

※同時開催のリテールテック大阪、JAPAN SHOP 大阪、SECURITY SHOW 大阪(企画展)熱中症対策 EXPO 大阪、
建築・建材展大阪との合計：380社・団体、680小間(見込み)

来場者数：22,000人(見込み、同時開催展含む) 入場無料(来場登録制)



出展申込締め切り 2027年3月31日[水]

日本経済新聞社は、国内最大規模のフランチャイズ(FC)ビジネスの総合展示会「フランチャイズ・ショー」の関西版として、2027年7月に第7回となる「フランチャイズ・ショー大阪2027」を開催します。本展は、関西・西日本・中部地域からの来場者が全体の90%以上を占め、FC加盟を検討する個人に加え、新規ビジネスや事業の多角化を検討する法人の担当者などが多く来場します。東京展とは異なる層との出会いが期待でき、今回は同時開催展を含め22,000人の来場を見込んでいます。FC加盟店の募集はもちろん、代理店・ビジネスパートナーの開拓、FC本部向け商品・サービスの提案など、新たな顧客との接点やビジネスにつながる機会として、ぜひ本展をご活用ください。皆様のご出展をお待ちしております。



※写真は2026年7月に開催した「フランチャイズ・ショー大阪」の会場風景です。



FC大阪展の本出展案内
PDFデータは上記QRコード
で読み取り可能です。

出展料金・小間仕様など

出展料金

1小間=418,000円(税込み)

東京展(2027年3月)・大阪展の両方に出演=1小間396,000円(税込み)に割引

1小間：9m²=幅3m×奥行3m×高さ2.7m

※高さ制限については右記の基礎小間仕様をご参照ください。

共同出展

複数企業・ブランドによる共同出展は、1社・ブランドにつき1小間以上でお申し込みください(例=2小間で出展の場合、3社・ブランド以上での共同出展は不可)。「共同出展登録料」は共同出展1社・ブランドあたり5万円(税別)が別途必要です。これにより展示会当日の会場案内板や会場MAPの印刷物内の出展者一覧に、共同出展会社やブランド名も表示可能です。

来場者証QRコード読み取りサービス(オプション)

● サービス利用料：110,000円

● データ料金(51件目以降)：1件あたり55円

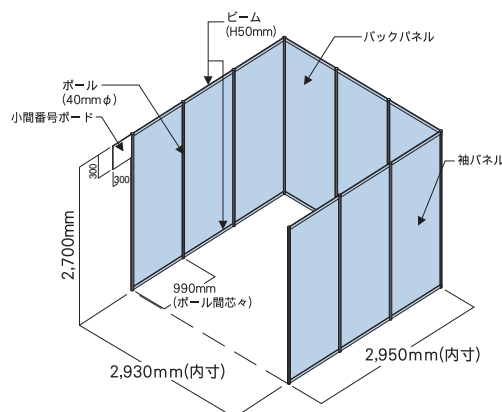
※お申し込み開始は出展者説明会以降

■ 取得できる来場者データ項目(CSV形式) ※一部予定の内容を含む

氏名、メールアドレス、住所、電話番号、会社名、部署名、役職名、業種、職種、従業員規模 など

QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

基礎小間仕様



- 基礎小間には社名板、カーペット、照明器具はつきません。通路に面する小間位置の場合は側面パネルもつきません。
- 装飾の高さ制限は、3小間までは一律2.7m。4小間以上は隣接小間、後壁および通路から1m以内は高さ2.7mまで、それ以外は高さ4mまでです。
- 電気工事費(工事費と使用料金)は、1kWあたり15,400円(税込み)です。
- 追加のパッケージブースとレンタル備品の詳細・料金は出展者説明会で発表します。

主催：日本経済新聞社、テレビ大阪、日経イベント・プロ 特別協力(申請予定)：(一社)日本フランチャイズチェーン協会

<https://messe.nikkei.co.jp/fs/>

お問い合わせ：日本経済新聞社 コンテンツデザインユニット イベント事業部「フランチャイズ・ショー」担当

TEL：03-6256-7355 E-mail：fcshow@shopbiz.jp

出展小間位置の抽選・決定方法について

FC大阪展の出展小間位置は、2027年5月13日(木)にオンラインで開催する出展者説明会(11:00～)、小間位置抽選会(午後予定)で決定します。抽選は、同じ申し込み小間数の出展者が複数ある場合、抽選会で小間位置の選択順位を決定し、その順に従い希望の位置を選択いただきます。抽選会の開催直前に、主催者より抽選会用の会場図面および抽選会の進め方の詳細をお送りします。

<ご注意点>

- FC東京展のように、JFA会員の優先抽選権はありません。
- FC東京展のように、出展ゾーン別の抽選は実施せず、出展小間数毎の抽選を行います。

小間位置の決定方法や、抽選会についてご不明の点は電子メールでお問い合わせください。 E-mail : fcshow@shopbiz.jp

初出展の出展審査について

FC東京展、FC大阪展を通じて本展に初めて出展する場合や、過去の出展と異なる業態・ブランド(チェーン)で出展する場合は、出展の審査書類の郵送が必要です。ウェブサイトから出展申込をされた上で、下記PDF内に記載する出展カテゴリーごと(FC本部、FC本部以外)に、必要書類一式を主催者までお送りください。出展審査が通過後、正式出展受理を行います。

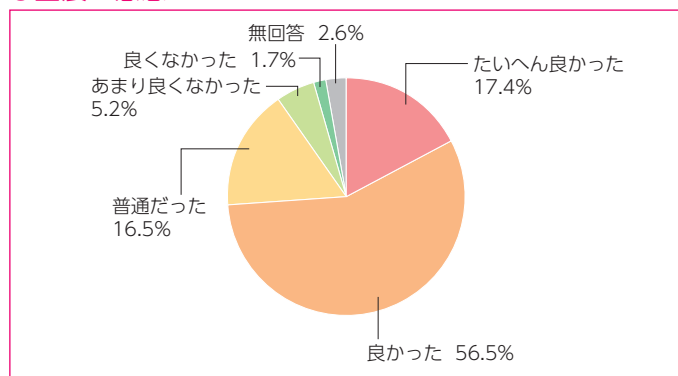
<https://www.nep-sec.jp/messe2027Osaka/pdf/FCshinsa2027.pdf> (PDF)



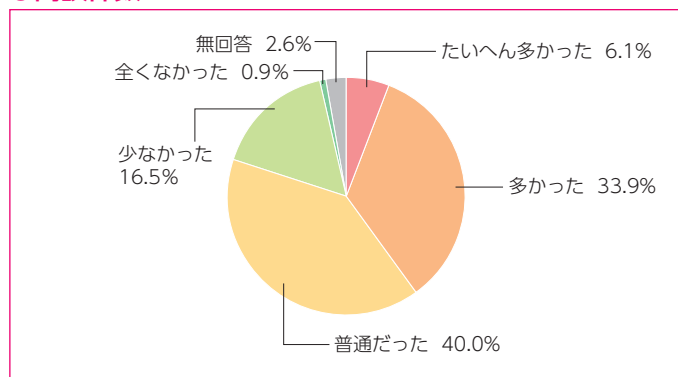
前回の開催結果、開催報告書 ●来場者数：19,867名(2日間合計、同時開催展含む)

出展者アンケート(回答数：115社・団体)

●出展の感想

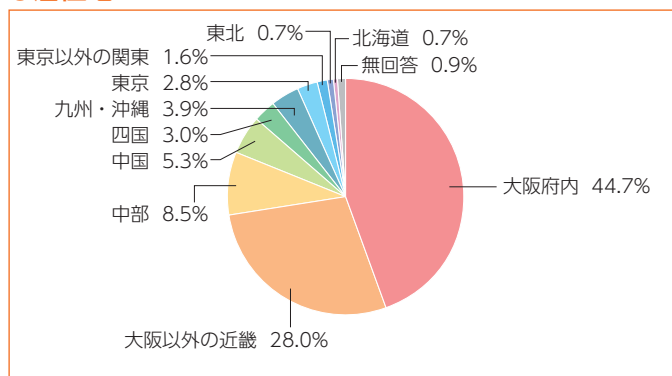


●商談件数

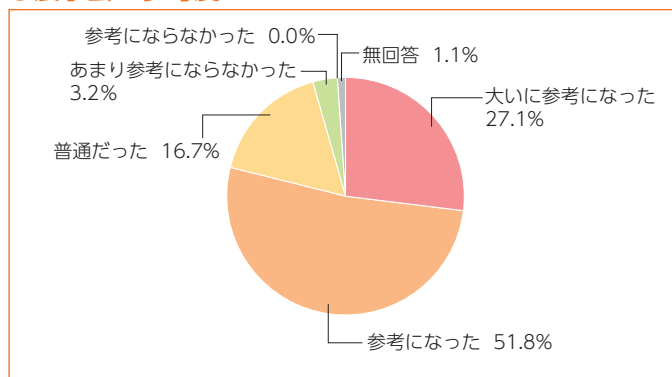


来場者アンケート(回答数：436名)

●居住地



●展示会の参考度



- 詳しくは、前回の開催結果報告書をご覧ください。
https://messe.nikkei.co.jp/2026/report_FS2026.pdf



出展対象

フランチャイズ本部(FC本部)

1 FC本部／サービス業・小売業

- 福祉／介護サービス、就労継続支援、障がい者グループホーム、児童発達支援、放課後等デイサービス、訪問看護など
- ジム、フィットネス、インドアゴルフ、ボディーケア、リラクゼーション、整体、マッサージなど健康関連
- 学習塾、幼児教育、プログラミング、ボイストレーニング、ゴルフ、バレエ、ダンススクールなど各種教室
- クリーニング、コインランドリー
- 生活支援・代行サービス、ハウスクリーニング ●住宅・建築、不動産関連 ●携帯修理・その他リペアサービス ●自動車整備・修理
- カーリース、その他レンタルサービス ●美容、エステ、小顔矯正、まつ毛エクステ、脱毛、理容、ヘアカラー
- レジャーサービス(カラオケ、インターネットカフェなど)
- その他サービス(運輸・倉庫、貸しオフィス、冠婚葬祭、ホテル、ペット関連サービス、電気店ほか) ●コンビニエンスストア
- ブランド品買取・リユース・リサイクルショップ・中古品販売 ●ディスカウントストア、100円ショップ ●宅配・無店舗販売
- 専門店(衣料品、靴、セレクトショップ、飲食料品、補正下着、自動車・バイク・自転車関係、省エネ・節電機器、家具・インテリア用品・生活雑貨、医薬品・化粧品、書籍・文具、CD・DVD・ビデオ・ゲームソフト、スポーツ用品・玩具・楽器、時計・メガネ・光学機械、花・植木、ペット・ペット用品、印鑑・名刺作成、コスメ、スマホ修理、中古釣具、カプセルトイ、だがし屋など) ほか

2 FC本部／飲食業

- ファストフード(ハンバーガー、フライドチキン、ピザ、パスタ、カレー、和洋スイーツなど) ●ラーメン・うどん・そば ●カフェ・喫茶
- パン・ベーカリー ●居酒屋・バー ●焼肉・韓国料理 ●レストラン(和食・洋食・どんぶり・うなぎ・干物・お好み焼きなど)
- 各種スイーツ・ドリンク(和菓子、洋菓子、パンケーキ、鯛焼き、シュークリーム、スムージーなど) ●テイクアウト(からあげ・餃子・コロッケなど)
- 宅配フード・弁当・デリバリー ●キッチンカー ●無人型店舗 など

フランチャイズ本部以外のビジネスパートナー募集

3 代理店・ビジネスパートナー募集(フランチャイズ本部以外)

- 販売代理店・特約店募集(各種製品・サービスの販売代理店・特約店・小売り・サービスなど各種流通業向け製品・サービス・システム、各種ショップオーナー募集 ほか)
- 業務・技術提携先募集(アウトソーシング関連、各種ニュービジネス提案など) ●店舗開店・ニュービジネス開業のための情報提供 ほか

4 飲食業(フランチャイズ本部以外)、飲食業開業支援ビジネス

フランチャイズ以外の飲食業、代理店・特約店・業務提携先の募集やPR。また、飲食店向け設備・システム・サービスの紹介

- 各種レストラン ●宅配・デリバリー ●厨房・照明・空調機器の販売 ●飲食店向けITソリューション ほか

フランチャイズ支援ビジネス、コンサルティング、情報、海外関連など

5 店舗DX・FC支援ビジネス、人手不足対策、インバウンド対応・地方創生

- 店舗向け製品・設備・システム・サービスの紹介 ●人手不足・少子高齢化対策 ●店舗向け人材派遣・採用サポートサービス
- 従業員のeラーニング教育 ●店舗開発、立地戦略のための情報提供 ●店舗物件情報、事業用不動産仲介 ●決済・キャッシュレスシステム
- デジタルサイネージ、店頭販促 ●AI・データ活用 ●EC、デジタルマーケティング ●店舗の感染症対策 ほか
- インバウンド対応サービス ●地方創生ビジネス ●海外プロモーション ●多言語対応・翻訳 ●観光施設向けソリューション ほか

6 コンサルティング、情報、海外

- フランチャイズ本部設立・FC加盟相談 ●ビジネスマッチング ●専門紙・雑誌・動画サイト・Web・アプリケーション ほか
- 海外FC本部・代理店の日本展開(エリアフランチャイズ・加盟募集) ●日本のFC本部・代理店の海外展開 ●海外関係機関・関連ビジネス ほか

出展申し込み方法



出展申し込みは、FCショー大阪ウェブサイトから、お申し込みください。 <https://messe.nikkei.co.jp/fs/>

本展(FC大阪)に出展したことがある場合は、FSではじまる大阪展用の出展者IDを使い、「出展者マイページ」からお手続きください。

FCではじまる東京展用の出展者IDはご利用いただけません。

FC大阪に初めて出展する場合は、お手数ですが新規で出展申し込みをお願いします。

<https://messe.nikkei.co.jp/ex/login>

- 1 FC大阪展トップページの「出展のお申し込み」ボタンを押す(もしくは、出展申込ページ=<https://messe.nikkei.co.jp/fs/apply.html> にアクセスしてください)。
- 2 ウェブサイトの「出展に関する規約」をご一読の上、「情報入力画面へ進む」ボタンを押す。※出展規約は次ページにも掲載しております。
- 3 入力フォームに従い、お申し込み情報を入力し、「確認画面へ」で内容をご確認の上、「登録」ボタンを押す。
- 4 出展者・出展内容を主催者が確認した後、主催者より出展担当者宛に電子メールが届きます。
メール内の貴社専用の「出展者マイページ」にログインし、入力された内容が印字された出展申込書のPDFをプリントアウトしてください。
- 5 プリントアウトした出展申込書に、代表者印(または社印)を押印のうえ、出展申込書のスキャンデータを出展者マイページからアップロードしてください。
- 6 押印済出展申込書を主催者が確認した後、主催者より「出展受理メール」を送信します。本メール以降は100%の出展キャンセル費用が発生します。
また、主催者より出展料の請求書をPDFのメールで送信します。(出展審査を終えていない場合は出展受理が保留されます)
- 7 **出展小間料の振り込み 入金締切日：2027年4月30日(金)**
請求書に記載された支払締切日までにご入金ください。期日までに出展者または広告代理店からのご入金を確認できない場合は、出展のお申し込みを取り消すことがあります。振込手数料は貴社にてご負担ください。
感染症の拡大等、不可抗力により本展示会の開催中止を主催者が判断した場合、出展料金を返金します。詳しくは出展規約3-3を参照ください。

本展に関するお問い合わせ

日本経済新聞社 コンテンツデザインユニット イベント事業部 「フランチャイズ・ショー」担当
TEL：03-6256-7355 E-mail：fcshow@shopbiz.jp 〒100-8066 東京都千代田区大手町1-3-7

<https://messe.nikkei.co.jp/fs/>

フランチャイズ・ショー大阪2027 出展規約

1. 規約の履行

1. 出展者(共同出展者を含みます。以下同じ)は「日経メッセ 街づくり・店づくり総合展」2027年開催の各展示会(以下「JAPAN SHOW」[建築・建材展]「ライティング&家電フェア」[インテリア・ディスプレイ「SECURITY SHOW」]ビルメン「CONNECT」熱中症対策「EXPO」]「フランチャイズ・ショー」)に人手不足対策展「インバウンドビジネス展」フランチャイズ・ショー「大阪」]「リアルテック大阪」[JAPAN SHOP 大阪]「SECURITY SHOW 大阪」[建築・建材展大阪]ほか企画展、関連会社を含み、これらを含めて以下「本展示会」と総称します)に出展するにあたり、本規約、株式会社日本経済新聞社及びその他本展示会について出展要項、公式ウェブサイトその他の媒体に主権者として表示される法人その他の団体(これらを以下「主権者」と総称します)から提示された「出展のご案内」(出展要項)、「出展者説明会」で配布する「出展細則、提出書類」、請求書、その他主権者から個別に提示される各種書類、電子メール等の記載内容(これらを以下「本規約等」と総称します)を遵守しなければならず、出展者は出展関係者に対し遵守させるものとし、本規約等は、出展に関する全ての条件を規定するものであり、本規約等とは別にいかなる契約書類も締結することはできません。

2. 出展者は、その役員・従業員・株主・出資者等の関係者、出展を取り次ぐ広告代理店、および展示スペースにかかる設営・撤去業者、展示の運営委託先その他本展示会に関して締結する契約の相手方(かかる契約相手方の再委託先・再々委託先等を含みますが、主権者を含みません)(以下これらの者を「出展者関係者」と総称し、出展者と出展者関係者を「出展者等」と総称します)をして、本規約等を遵守させるものとします。

3. 出展者等が本規約等に違反したと主権者が判断した場合、主権者はその時期(本展示会の搬入期間、開催期間を含みます)を問わず、次回以降を含む出展申し込みの不受理、主権者と出展者との間の本展示会に関する出展契約(以下「本出展契約」といいます)の解除、小間・展示物・装飾物の撤去・変更の命令、実演方法の変更・中止の命令、または関連サービスの提供中止を行うことができ、主権者はこれに従うものとします。その際、主権者の判断基準・根拠などは公表しません。本項に基づき本出展契約が解除された場合でも、出展者が支払い済みの出展料金は出展者に返金されず、また出展者が出展料金を支払っていない場合には出展料金の全額を主権者(広告代理店)が出展を取り次ぐ場合は(広告代理店)に支払わなければならないものとします。本出展契約の解除により出展料金以上の損害が主権者およびその関係者に発生している場合には、主権者は出展者に対して別途損害賠償を請求します。

4. 主権者は、出展申し込みの不受理、本出展契約の解除、小間・展示物・装飾物の撤去・変更、実演方法の変更・中止等によって生じた出展者等の損害は補償しません。

2. 出展にあたっての諸注意

1. 本展示会への出展は、主権者が定める本展示会の開催趣旨に合致する製品・サービスを提供する法人・団体など限定されます。主権者は、主権者が独自の裁量にて定める出展基準に従い、法人・団体および製品・サービスなどが出展に適合しないと判断した場合(以下①～⑨の事例を含みますが、これに限られませんが)、出展申し込みの不受理および本出展契約の解除をすることがなげに出展内容の一部変更をさせることができ、主権者は主権者に異議を述べたことはできません。

①出展申込書その他の提出書類の記載事項に不備や虚偽の申請などがあった場合
②出展内容が本展示会の趣旨にそぐわないと判断される場合

③出展者等が第三者の権利(知的財産権、肖像権など)やプライバシーを侵害していると判断される場合

④他の出展者等や来場者等から苦情が予想される場合
⑤出展者等が法律違反、人権侵害、品質偽装、不適切会計、不正受給、刑事処分、重大な行政処分および行政指導違反等、深刻な不祥事または不品行が発覚したとき

⑥出展者が自らの整理手続次の申し立てをし、あるいは申し立てを受けている場合
⑦出展者等が「10. 反社会的勢力の排除」に定める反社会的勢力であることが判明した場合

⑧主権者が開催した過去の本展示会で、出展者が出展規約に違反したか、出展取り消しとなったことがある場合

⑨その他、出展が不適当と主権者が判断する場合

2. 出展者等は、主権者が事前に認めた場合を除き、本展示会の会場内で、代金決済を伴う物品の販売やサービスの提供(以下併せて「即売行為」といいます)を行うことはできません。

3. 共同出展の場合は、出展者は、共同出展に含まれる1出展者につき1小間以上で申し込むものとします。例えば、2社で1小間の出展はできません。

4. 主権者は、感染症等の発生や流行地域としてWHO(世界保健機関)や厚生労働省、外務省等が指定・勧告する国・地域(以下「指定国・地域」といいます)の出展者の出展申し込みを不受理とし、出展者との契約を解除する場合があります。なお、指定国・地域外からの出展者等の出展または来場においても、主権者の判断で主権者が指定する書類の提出を出展者等に対して求める場合があり、出展者等はこれに従うものとします。

3. 出展申し込みおよび出展料金の支払い

1. 出展者は、出展申込書を主権者が定める方法で提出するものとし、出展申込書を主権者が受領し、出展審査を経て、主権者が出展申込受理通知を出展者に対して電子メールで送信した時点をもって正式な出展申込受理となり、本出展契約が成立するものとし、また、出展者は、本展示会に初めて出展申し込みをする場合は、「会社案内」[製品カタログ]「登記事項証明書」など主権者が定める添付資料を主権者が定める方法で提出するものとします。なお、主権者が別途必要な添付資料を定める場合があります。主権者が求める資料を主権者が指定する期日までに提出しただけない場合、出展申し込みを不受理とすることがあります。出展申込書、添付資料その他すべての提出書類は返却しません。出展者はコピーを自ら保管するものとし、なお出展者は、主権者が認める広告代理店に出展の取り次ぎを委託することがあります。

2. 本出展契約の成立後、主権者は出展者(広告代理店が出展を取り次ぐ場合には(広告代理店)に出展料金を請求します。出展者は出展者(広告代理店が出展を取り次ぐ場合には(広告代理店))が定める期日までに主権者(広告代理店が出展を取り次ぐ場合には(広告代理店))指定の銀行口座へ振り込むものとします(振込手数料は出展者が負担するものとします)。主権者が定める期日までに主権者への出展料金の支払いがない場合(広告代理店が出展を取り次ぐ場合には(広告代理店)から主権者への出展料金の支払いがない場合)、主権者は本出展契約を解除することができるものとします。この場合、出展者は1-③に基づき出展料金の全額を支払い、損害賠償の義務を負います(出展者が(広告代理店)に対して出展料金を支払い済みである場合は除きます)。

3. 主権者は、天災地変、疫病、感染症の蔓延、交通機関の遅延、ストライキ、戦争、内乱、テロその他の不可抗力のほか、主権者の責に帰する事由により本展示会の開催を中止、会期短縮(会期中の打ち切りを含む)を行います。以下同じ)または延期する場合があります。主権者による出展者に対する中止の旨の通知が、以下の①～④に属するいずれかの日にされた場合、主権者に支払われた出展料金は、当該通知のあった日以後の①～④の基準に基づき、主権者(広告代理店が出展を取り次ぐ場合には(広告代理店)から出展者に対して返金されます(広告代理店を通してのお申し込みの場合は、主権者は(広告代理店)に返金し、(広告代理店)が出展者に返金します)。⑤の場合は返金しません。

①2027年5月31日(月)まで：出展料金の100%
②2027年6月1日(火)から30日(水)まで：出展料金の80%
③2027年7月1日(木)から19日(月)まで：出展料金の70%
④2027年7月20日(火)から21日(水)まで(搬入・撤去期間)：出展料金の50%
⑤2027年7月22日(木)から23日(金)まで(会期中・設営撤去期間)：出展料金の0%
なお、主権者は、会期短縮または会期を延期する場合は、出展料金の取り扱い、変更後の会期および会場などについて出展者へあらかじめ提示します。

4. 出展契約の解約

1. 本出展契約の成立後における、出展者による本出展契約の解約は認められません。出展者(広告代理店が出展を取り次ぐ場合には(広告代理店)を含みます)の事情により、本出展契約の解約を希望する場合、出展者(広告代理店が出展を取り次ぐ場合には(広告代理店)を含みます)は主権者が認める方法で主権者に届け出たうえで、出展者が出展料金を支払っていない場合にはキャンセル料として出展料金の全額を主権者(広告代理店が出展を取り次ぐ場合には(広告代理店)に対して支払わなければならない)とし、また、出展者が出展料金を支払い済みのときは、当該出展料金は、キャンセル料に充当されるものとします。

2. キャンセル料以上の損害が主権者またはその関係者に発生している場合には、主権者は、出展者に対して別途損害賠償を請求します。

5. 展示スペースの割り当て

1. 出展者の展示スペースは、主権者が定める小間の配置・形状に基づき決定し、出展者はその結果に従うものとします。小間位置抽選会がある展示会における展示スペースについては、そのルールに従って主権者が抽選を行い、出展者はその結果に従うものとします。

2. 出展者は、主権者が定めたまたは小間位置抽選会で決まった展示スペースをいかなる理由があっても、その全部または一部を問わず、他の出展者や第三者との間で交換・譲渡・貸与などすることはできません。

3. 前二項にかかわらず、主権者は、会場および経路の警察署、消防署、保健所などによる指導・命令または他の出展者による出展キャンセル等があった場合、出展者の承認を要せず小間配置の全体レイアウトを変更することがあります。

6. 各種書類の提出

出展者等は、「出展細則、提出書類」の提出書類など主権者が求める各種書類を指定期日までに所定の方法で提出しなければなりません。出展者等がその書類を提出せず、または指定期日までに提出できない場合、主権者またはその関係者から展設計画等の変更を求められることとなり、主権者またはその関係者が提供する各種サービスを利用できないことがあり、出展者等はこれに従うものとします。

7. 展示に関するルールの概要

出展申込書に記載された法人・団体および製品・サービスのみが出展対象となります。その親会社・子会社・関連会社その他の関係会社およびグループ・提携関係にある法人・団体であつても本出展申込書に記載がない場合は、それらの製品・サービスなどの出展や、小間内でそれらの社名などの掲出ができない場合もありますのでご注意ください。

2. 出展者は、出展申込書に記載された法人・団体および製品・サービスなどの出展内容などに変更が生じた場合、すみやかに主権者が定める方法で主権者に届け出たうえで、許可を得なければなりません。

3. 装飾・展示物などの搬入・搬出および展示方法などは、「出展細則」に規定され、出展者等はこれを遵守しなければなりません。

4. 出展者等は、通路など自社小間以外の場所で行展示・宣伝、即売行為などを行うことはできません。また近隣の展示を妨害してはなりません。妨害の有無などは主権者が判断し、出展者等はこれに従うものとします。

5. 出展者等は、強い光、熱、臭気、または大音量を放つ実演や不快感を与える実演など、他の出展者等や来場者等の迷惑となる行為を行ってはなりません。実演などが他の出展者等や来場者等に多大な迷惑を与えていると主権者が判断した場合、主権者はその中止・変更を命じることができ、出展者等は、その判断に従うものとします。なお自治体の火災予防条例により危険物の持ち込みは禁止されていますので、装飾物・演出としての裸火、煙・スモークマシン、ネオン管などの使用はできません。

6. 出展者等は、展示会場に適用されるすべての防火および安全法規・行政指導を厳守しなければなりません。

7. 出展者等は、本展示会会期中および会期後に他の出展者等や来場者等に対し迷惑のかかる行為(強引なセールス、勧誘、誹謗中傷、営業妨害またはそれらに類する行為など)を行ってはなりません。かかる行為があったと主権者が判断した場合、主権者は本出展契約を解除し、次回以降の出展申し込みの不受理をする場合があります。

8. 本展示会の会期中および会期後の出展者と来場者間における商談・契約内容などに関して、主権者はその責を一切負いません。

9. 展示会場においては、主権者が認めた報道関係者等を除き、写真・動画の撮影を禁止する場合があります。出展者等は主権者に届け出て了承を得た後、自社ブースの写真や動画を撮影することがあります。

10. 展示会場内で酒類の販売や試飲提供はできません。また、酒類を展用ブースに展示する場合は事前に主権者までご連絡ください。

11. その他、本規約等のルールに違反するなど、出展者等の展示内容や行為により、他の出展者等や来場者等から苦情の申し立てや展示会場内で紛争を引き起こすことが予想されるが、現に苦情や紛争が生じた場合、主権者は主権者の判断で当該出展者との本出展契約を解除する場合があります。

8. 個人情報情報の取り扱い

1. 出展者は、展示または来場者証QRコード読み取りサービスなどを通じて来場者の「個人情報」を取得する場合、個人情報保護法および関連法を遵守し、適法かつ適切な取得・管理しなければなりません。利用目的は必ず公表・通知し、その範囲内で活用するものとします。特に(第三者者提供を行う場合は、法令で許される場合を除き、必ず「個人情報」の情事主体である来場者から「同意」を取らなければならないものとします。

2. 出展者は、来場者から取得した「個人情報」の開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去の要求や、苦情の訴えなどを受けた場合、法令を遵守した適法かつ適切な対応を取らなければならないものとします。

3. 出展者が、取得した個人情報情報の管理・利用に関しては技術的な要因その他の事由により、QRコードの読み取りができない場合または読み取りデータが消失した場合には、来訪記録を提供できないことがあります。また、主権者は来訪記録を来場者向けサービス等に利用します。

4. 主権者は、来場者に対し、来場者登録時において、当該個人情報本展示会のシステムを通じて主権者から出展者に提供されることを説明し、明確な同意を得ています。また、来場者に発行する参加証においてQRコードを利用した来訪記録の出展者に対する提供について説明しています。

5. 主権者が個人情報保護法第28条第1項に定める外国にある第三者である場合、個人情報保護法に従って主権者が来場者に対して行う外国移転先に関する情報提供について、出展者は主権者に協力しなければならないものとします。

6. 出展者が来場者の個人情報保護法第28条第1項の「外国にある第三者」に提供する場合、出展者の責任において個人情報保護法が要請する必要な措置を講ずる必要があります。

9. 損害賠償責任

1. 主権者はいかなる場合においても、出展者等が展示スペース、印刷物および本展示会のウェブサイトを使用することによって出展者等または第三者に生じた生命、身体、財産、名誉または信用への損害(前述で定める個人情報および来訪データを取得できない場合または主権者から提供されない場合を含む)について、一切の責を負いません。

2. 出展者等は、故意・過失の如何を問わず、展示会場内およびその周辺の建築物・設備および主権者が用意した設備に与えたすべての損害について、連帯的な賠償するものとします。

3. 出展された製品・サービスについて他の出展者等や第三者と紛争が起きた場合、主権者はその責を一切負いません。出展者等はその費用と責任において、これを解決、処理し、主権者には一切の迷惑をかけるものとし、また、主権者に紛争に関連して損害等が発生し、すみやかに補填しなければならないものとします。

4. 主権者は、天災地変、疫病、感染症の蔓延、交通機関の遅延、ストライキ、戦争、内乱、テロその他の不可抗力のほか、主権者の責に帰する事由による会期の変更・短縮、および開催中止によって生じた出展者等の損害は補償しません。

5. 主権者の責により本展示会が会期の変更・短縮または開催中止となった場合、主権者は出展者等に対し進失料を除く損害について賠償責任を負います。ただし、損害賠償額(返金する出展料金を含む)は、当該出展者等にかかる出展料金の金額を超えないものとします。

6. 主権者は、会場マスコット、ウェブサイト、ガイドブックやその他の告知宣伝物の誤植等によって生じた出展者等の損害は補償しません。

7. 搬入期間を含む開催期間中、出展者等が自らの行為に起因して他の出展者等または来場者等に生命、身体、財産、名誉または信用への損害を含むいかなる損害を与えた場合も、主権者は一切の責を負わず、他の出展者等または来場者等との間の紛争等は、出展者等の責任のもとで解決するものとします。

10. 反社会的勢力の排除

1. 出展者は、出展者等が現在反社会的勢力(以下の①～⑥に掲げる者および団体をいう)ではないこと、または過去においても反社会的勢力ではなかったことを主権者に対して表明・保証するものとします。

①「無差別大量殺人行為を行った団体の規制」に関する法律に基づき処分を受けた団体もしくはかかる団体に属している者、またはこれらの者と取引のある者、その他これらに類する団体もしくはかかる団体に属している者またはこれらの者と取引のある者

②組織的な犯罪の処罰および犯罪収益の規制等に関する法律に定める犯罪収益等隠匿もしくは犯罪収益等収受を行いつつもは行っている疑いのある者、またはこれらの者と取引のある者

③「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号に定義される暴力団員およびその関係団体ならびにこれらの構成員

④総会派、社会運動標榜口口、政治活動標榜口口、特殊知能暴力集団などの団体または個人

⑤団体、威力、脅迫の言辞および詐欺的手法を用いて不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体または個人

⑥前①～⑤のいずれかに該当する者または団体(以下「反社会的団体等」といいます)と関係することや示唆して不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体または個人

⑦反社会的団体等が代表し、または支配する法人その他の団体

⑧反社会的団体等が取締役、執行役、業務執行社員、監督役、理事、監事またはこれらに類する地位の役職にある法人または団体

2. 主権者は、出展者等が前項に違反した場合、本出展契約を解除することができ、すでに受領した出展料金を返金せず、また当該解除によって出展者等に生じた損害も賠償しません。

11. その他

1. 本規約等および本出展契約に関連して生じる一切の紛争は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。これに出展者等は同意するものとします。

2. 主権者は、法令の許容する範囲内で本規約を変更することがあります。その場合、主権者は出展者に対し、本規約を変更すること、当該変更の内容および効力発生時期を適宜の方法で事前に周知します。当該効力発生時期以降は、変更後の本規約が適用されます。

「フランチャイズ・ショー」に関する特約

12. 出展対象の定義

フランチャイズ・ショーに出展資格を有する法人・団体は、原則として、以下の通りとします。

①フランチャイズシステムにより事業を行い、加盟店(フランチャイジー)募集や企業PRを行う法人(フランチャイザー)。以下「フランチャイズ本部」という。なお、ここでの「フランチャイズシステム」および「フランチャイザー」の内容は、中小|売商業振興法第11条第1項に定める事前開示項目および一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会が定める「フランチャイズの定義」を満たしている法人とします。

②フランチャイズ本部向けの商品・設備・システム・サービスの提供、フランチャイズ本部設立・フランチャイズ加盟・起業相談などに関するコンサルティング、フランチャイズ事業に関する情報提供サービス・出版業を行い、顧客開発および企業PRを行う法人・団体。

③フランチャイズシステム(外)の方式により、自社製品、サービスの販売代理店、特約店・業務提携先の募集や企業PRを行う法人・団体、フードサービス、小売・サービス業など流通関連業向けの製品・サービス・システムのPRおよび販路拡大を行う法人・団体。